

品川区総合戦略策定委員会設置要綱

制定 平成 27 年 7 月 9 日 区長決定 要綱第 436 号

(設置)

第 1 条 国が掲げる人口減少の克服や地方創生の実現に向けて、品川区の人口動向を分析し将来展望を示す地方人口ビジョン（以下「人口ビジョン」という。）および品川区の今後 5 か年の目標・施策の基本的方向性を提示する地方版総合戦略（以下「総合戦略」という。）の策定に関する事項を審議するため、品川区総合戦略策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(職務)

第 2 条 委員会は、区長の諮問に応じ、人口ビジョンおよび総合戦略の策定に関する事項を審議し、その結果を答申する。

(組織)

第 3 条 委員会は、委員 15 人以内をもって組織する。

(委員)

第 4 条 委員は、次に掲げる者のうちから区長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 区内産業関係団体の代表者
- (3) 区内金融機関の代表者
- (4) 区内労働者関係団体の代表者
- (5) 区内報道機関の代表者
- (6) 区民の代表者
- (7) 区職員
- (8) その他区長が認める者

2 委員の任期は、区長が委嘱した日から、区長の諮問に係る答申の日までとする。

(委員長および副委員長)

第 5 条 委員会に委員長および副委員長を置く。

2 委員長および副委員長は、委員のうちから区長が指名する。

3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

4 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 会議は、委員長が招集する。

2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

3 会議の議事は出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは委員長の決

するところによる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、企画部企画調整課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

付 則

1 この要綱は、平成27年7月9日から適用する。

2 この要綱は、人口ビジョンおよび総合戦略の策定が完了した日にその効力を失う。